

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
介護総合演習Ⅲ Care Practice Support Ⅲ		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
1単位	演習	選択	(介護福祉士養成課程 必修)	介護福祉士養成課程の学生のみ履修可
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
特になし				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
特になし				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
久保 由佳	福祉棟2F	月～金 (授業時間を除く)		授業中に指示します
授業の概要				
介護実習に向けて、要介護者・要支援者の生活背景について学習し、利用者理解につなげる。また、自立やQOL (Quality of Life) の視点を持ち、社会参加や余暇活動、レクリエーション活動等を通して、その人らしい生活を支える方法について学習する。				
授業の目標				
①その人らしい生活を支える余暇活動やレクリエーションの意義を説明できるようにする。 ②季節の壁飾りや行事の絵カードを作成できるようにする。 ③現在に至るまでの出来事や文化等を調べ、介護の対象となる要援助者が生きてきた時代をイメージできるようにする。 ④利用者の自立とQOL向上を目指し、個性を活かした余暇活動やレクリエーション活動が行えるようにする。				
授業の方法				
講義や実習での体験から、社会参加や余暇活動、レクリエーション活動援助への具体的な方法について考える授業とする。要援助者の生活背景を調べたり、生活に彩りを添える壁面やカードを作成するなど、グループ演習を多く取り入れる。				
学習の成果(学習成果)				
①季節や行事に合わせた工夫を考え出すことができる。 ②生活背景を知ることにより、要援助者が生きてきた時代を捉えることができる。 ③要援助者との話題が増え、コミュニケーションや生活支援に活かすことができる。 ④生活や人生を豊かにする余暇活動やレクリエーション活動を企画、提案し、実践することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス(授業のねらいと進め方・成績評価の方法・演習時の注意など) 余暇生活・レクリエーションの意義と目的 [講義]			
第2回目	生活とレクリエーション [講義] 【レポート:入所および通所施設におけるレクリエーションについて。提出期限は授業で指示する。】			
第3回目	施設におけるレクリエーション(行事など) [講義]			
第4回目	生活に彩りを添える①:壁面・カード作成 [講義と演習]			
第5回目	生活に彩りを添える②:壁面・カード作成 [演習]			
第6回目	生活に彩りを添える③:壁面・カード作成 [演習]			

第7回目	生活に彩りを添える④:壁面・カード作成 [演習] *発表会は別途連絡する。		
第8回目	要援助者の生活背景① [講義と演習]		
第9回目	要援助者の生活背景② [演習]		
第10回目	要援助者の生活背景③ [演習] *発表会は別途連絡する。		
第11回目	要援助者の生活背景④:流行歌からみる時代背景 [演習]		
第12回目	レクリエーション・ニーズ、レクリエーション援助のプロセス [講義]		
第13回目	レクリエーション財の選択とアレンジ [講義と演習]		
第14回目	レクリエーション活動の実際(介護予防・生きがい活動) [講義と演習]		
第15回目	レクリエーション援助と社会資源の活用 [講義]		
成績評価の方法と基準			
評価の領域	割合	評価の基準	
授業参加態度	50%	S評価は、①授業に集中し、必要なことをノートにとっている。②課題の提出期限を守っている。③演習に積極的に参加し、グループワークでは自分の考えを述べている。	
レポート	10%	Sのレポートは、基礎実習Iで体験した内容を領域ごとに挙げられていること。利用者の行動変容を記述できていること。余暇生活やレクリエーションに対する考えがまとめられていること。	
調査報告書			
小テスト			
試験			
発表内容(態度含む)	40%	壁面・カード作品および発表態度を以下の内容で評価する。【作品】①見た目 ②工夫点 ③テーマに合っているか ④楽しめるか等 【発表態度】①声の大きさ ②言葉遣い ③分かりやすい説明か ④説得力があるか	
その他			
教科書と参考図書			
新・介護福祉士養成講座 第6巻「生活支援技術I」中央法規出版 必要に応じて資料を配布する。			
履修上の留意点・ルール			
グループ演習時は積極的に取り組むこと。また発表時は、他のグループからの学びも大切にすること。 飲食物や携帯電話等、教材以外のものは机上に置かない。やむを得ず欠席した場合には、速やかに届け出を提出すること。			